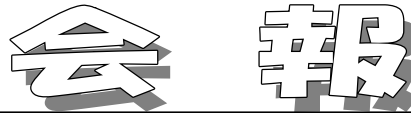


第 29 号

2016年2月1日

郵政「65歳解雇裁判」支える会



東京都千代田区外神田 6-15-14

外神田ストーク 502 号

郵政共同センター内

TEL:03-3837-5391/ FAX:03-3837-5392

メール : postunion@pop21.odn.ne.jp

<第1回控訴審>

即日結審を許さず、勝利へGO

第1回控訴審は、12月16日、東京高裁で開かれ、60名を超える支援の仲間が見守る中、丹羽さんが原告を代表して意見陳述を行いました。

会社側は、直前に出してきた控訴理由書に対する反論を「必要ない。」として即日結審を主張しましたが、裁判長はこれを取り上げず、次回控訴審は2月22日に決まりました。原告と支える会は逆転勝利をめざして行きます。

原告側は5万8000字に上る控訴理由書を東京高裁に提出。地裁判決の事実認定の誤りを指摘し、65歳雇止め就業規則の無効を法の立法趣旨や社会の実情などさまざまな視点から主張し、仮に本件労使協約と就業規則が有効であっても雇止めは無効であることを指摘しました。また、予備的請求として雇い止めに対する慰謝料、退職金相当の損害、期待利益の侵害に対する損害賠償を追加、最後に少子・高齢化社会の流れに逆行した判決を求めました。

原告の思いに寄り添い、英知を結集した力作が裁判長の心を動かしたとも言えます。

次回控訴審期日

☆ 2月22日 午前11時

☆ 東京高裁 717号法廷

* 終了後、報告集会を予定。

◇東京高裁への署名にご協力ください

控訴審にあたり、東京高裁への署名に取り組むことになりました。控訴審は、進行も早く、夏までには結審する可能性もあります。それまでに集める必要がありますので、短期間ですが、集中した取り組みをお願いします。

署名は、個人と団体で取り組みます。同封にの署名用紙を必要数増刷りしてお願いします。

◇郵政産業労働者ユニオン本部に 支援と協力の要請を行いました。

1月19日、支える会事務局と萩尾弁護士で郵政ユニオン本部3役と今後の裁判に向けての組合としての取り組み、支援について話し合い、要請を行いました。その結果、郵政ユニオンとしては、以下の取り組み(対応)を行うことになりました。

- ① 65歳雇止めを定めた協約について、地裁判決が認めているように組合は錯誤によって締結したものであり、無効と認識していることを声明として出す。(ユニオン新聞に掲載)
- ② 65歳雇止めを定めた協約や就業規則については、既に改定、廃止を要求してあるが、引き続き求めていく。人事関係協約については、現在は解約されているが、仮に締結するとしても、65歳雇止めは認めない(締結しない)。
- ③ 署名については、最大限協力していく。中央委員会で各地本、支部に要請する。
- ④ 2月15日からの本社前座り込み行動は支援する。また、2月29日の院内集会で65歳裁判を取り上げる。

本社前連続座込み行動

雇止めの撤回を求めて日本郵政本社前で座込みと宣伝行動を行います。みなさんの協力、参加をお願いします。

2月15日(月)	11時～13時
16日(火)	同上
17日(水)	8時半～10時半
18日(木)	11時～13時
19日(金)	8時45分～10時45分

会報を順次メールでのお届けに切り替えています。郵送されている会員でメールアドレスをお持ちの方はお知らせください。(事務局)
送信先 : fukaotadanori@jcom.zaq.ne.jp

意見陳述

本年7月17日、本裁判原審において、解雇（被控訴人の言う雇止め）を相当とする控訴人側全面敗訴の判決が言い渡されました。私たち9名の控訴人は、この判決を、到底、受け入れることはできません。この判決には、数々の事実誤認と恣意的な判断があります。また、非正規労働者の労働環境や生活状態についての認識不足があります。

まず、判決は、「就業規則の冊子を、従業員が容易に見ることのできる状態においていた」（判決117頁）と判示しました。しかし、私は、佐野局に勤務した7年半の間、就業規則というものを目にしたことは、一度たりともありません。佐野局の就業規則設置場所についての被控訴人の陳述は、私が「そこにはなかった」と反論すると、次には設置場所を変更してくるという具合に二転三転しており、全く信用できません。控訴人の局で、就業規則は「いつでも閲覧可能な場所」には設置されていませんでした。それについては、各控訴人が詳細な、臨場感に満ちた陳述をしています。

判決は、具体的理由も示さずにそれらを一蹴し、各局課長の、前任者からの伝聞にしか過ぎない陳述を容認した点で、ずさん、且つ、乱暴な判断です。曖昧に一括で判断するのではなく、各々の局の実情を精査すべきです。

就業規則変更に伴う少数代表者選出のために、佐野局に掲示したと被控訴人が主張する掲示を、私は見ていません。被控訴人がその場で周知したと主張する朝礼もミーティングも、私の所属する運送グループにはありませんでした。私は、佐野局の少数代表者として意見を述べたのがJグループ労組中央執行委員長だったことを、裁判になってから知りました。佐野局と何ら関係なく、非正規社員でもない同委員長が、就業規則変更の影響を直接的に受ける佐野局の非正規社員を代表して意見を述べられるはずがありません。意見書提出の趣旨を逸脱し、形式を整えるだけの意見書と言わざるを得ません。

郵政の正社員と非正規社員の間には、大きな格差があります。郵政正社員の賃金月額平均は50.5万円、非正規社員の平均は、1日8時間、週40時間に換算しても18.9万円（平成26年3月13日参議院厚生労働委員会政府参考人答弁による）、原告の平均賃金は16.5万円です。一般的な郵政正社員にある2千万円を超える退職金も、非正規社員にはありません。このような条件下で働いてきた非正規社員に定年制が適用されれば、非正規社員は、定年後、生きていくことができません。判決の言う均衡とは、単に、65という数字が同じというだけの、「見せかけの均衡」に過ぎません。判決は、この大きな格差に目をつぶっています。非正規社員に定年制を適用するのであれば、在職中の労働条件を同一にすべきです。労働条件に大きな格差が付けられている現状では、定年制を導入すべきではありません。日本郵政と被控訴人が、今現在も、19万9千人と言われる非正規社員を、労働契約法20条違反のこのような大きな格差の下で雇用しているのは、驚くべき違法行為です。

判決は、「被告が上限規定を設けることによって、原告らが不利益を被ることは否めないが、労働条件が変更されることにより被るその不利益の程度は（中略）限定的なものと言わざるを得ない」と判示しました。絶句します。労働者にとって、解雇は極刑です。私は、解雇によって、月10万円未満の収入での生活を余儀なくされています。仮に、今、病気になったとしても、入院や手術はおろか、受診さえ困難です。行きたいところにも行けない、必要な物も買えない、ただ家にいる、この生活が人間の生活なのかと思います。いつ、破綻がくるか、時期だけの問題だと感じます。また、裁判のための上京費用を友人に借りて来た控訴人もいます。これらの生活のどこが「不利益の程度は限定的」なのでしょう。一審の裁判官は、余りにも、非正規労働者の生活の実情を知らなさすぎます。私たちの働く権利、生きる権利は、「紛議にかかるコストや煩雑さ」（判決115頁）とバーターにされ、定年制容認の根拠とされました。激しい憤りを禁じ得ません。日本郵政は、年2回、20万人になろうとする非正規社員のスキル評価を実施しています。1万3千人の評価ができないはずはありません。

65歳定年制解雇により全国で要員不足が発生し、今に至るまで続いています。現在のマイナンバー配達事故の多発も、要員不足が大きな原因です。社員は、超勤や休日買い上げで疲弊しています。被控訴人は、原審で「要員は足りている」と主張していますが、今も、東京だけで1千人の非正規社員が不足していることを、東京支社自身が、郵政ユニオンとの支社交渉の席で認めています。そして、これは、東京に限らず、全国的な現象です。1万3千人のベテラン非正規社員を解雇しながら要員不足にあえぐ日本郵政の姿は滑稽でさえあります。現実問題として、上限制設定の必要性どころか、定年制は導入すべきではなかったのです。

私達が控訴を決意したのは、単に、金銭的理由からだけではありません。正社員と同等の業務を課しながら、入社時の約束を反故にして、非正規社員を「使い捨て要員」とみなす日本郵政と被控訴人の人間差別への怒りからです。私は、自局やユニオン内で、非正規社員が、正社員であれば問題にされないような些細な、あるいは、自己の責任ではない事故のために退職に追い込まれる例をいくつも見てきました。日本郵政と被控訴人は、社員間に意識的に身分制度を作り出し、そのことによって莫大な利益を得ています。非正規社員の搾取です。日本郵政と被控訴人は、非正規社員を人として遇すべきです。

佐野支店（当時）で、私と同時期に解雇されたのは11名でした。その中で、私だけが、解雇予告通知書を企画室長から渡され、対話シートまで作られていたことが裁判になってから判明しました。解雇の際、同じ「Aあり」スキルの同職種の3名のうち、私だけが、車持込みの請負の小包配達に誘われませんでした。また、私は、局内で、いつも支店長と直属の課長に見張られており、自分の出勤簿をコピーしようとしても止められました。更に、社前行動やストの際、佐野支店はいつも警察を呼びました。このようなことは、他局では見られないことです。これらは、組合差別としか説明することができません。

私は、自分の仕事が本当に好きでした。仕事を通じて、顧客の、郵便局への信頼を肌で感じてきました。被控訴人が、ユニバーサルサービスの役割を振り捨てて、取り集め回数の削減、不採算局の廃止、過疎地への戸別配達取り止め画策などに走り、要員不足や業務レベルの低下によって、顧客の信頼をどんどん失っていくのが残念でなりません。65歳定年制を廃止して要員を満たし、現社員の労働強化を軽減し、非正規社員の待遇を生活可能なものに引き上げて、よりよいユニバーサルサービスを提供できる日本郵政と被控訴人を取り戻してほしいと願っています。